

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

余和三年三月三十日

広島県規則第五十一号

鹿島縣知事 湯嶋英彥

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

(児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改

童福趾去之基^{アキ}定章書^{シテイ}通所支

第一条 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平

成十五年広島県規則第四号の一部を次のよう改定する

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
に改正する。

<p>第六条 (掲示) (略)</p> <p>2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する項目を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</p>
<p>(準用)</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>2 第三条から第六条まで、第八条及び第十条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第六条第一項中「従業者の勤務の体制、条例第四十条の協力を得ることができる医療機関」とあるのは、「従業者の勤務の体制」と、第十条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは、「医療型児童発達支援計画」と、同項第三号中「第三十三条」とあるのは、「第六十一条」と読み替えるものとする。</p>
<p>(略)</p> <p>5 3 • 4</p>
<p>第十三条 (略)</p> <p>2 第三条から第六条まで、第八条及び第十条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第六条第一項中「従業者の勤務の体制、条例第四十条の協力を得ることができる医療機関」とあるのは、「従業者の勤務の体制」と、第十条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは、「医療型児童発達支援計画」と、同項第三号中「第三十三条」とあるのは、「第六十一条」と読み替えるものとする。</p>
<p>(略)</p> <p>5 3 • 4</p>

（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）
第二条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年広島県規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

「と、第十条第二項第二号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。」

	改 正 後	改 正 前
(指定居宅介護の事業に関する掲示) 第四条 (略)		
(指定居宅介護の事業に関する掲示) 第四条 (略)	改 正 前	改 正 後

（准用）第六条（略）

2. 指定福祉型障害児入所施設の設置者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

（准用）第六条（略）

（准用）第十一條 第二条から第六条まで、第七条第一項、第八条及び第十条の規定は、指定医療型障害児入所施設に準用する。この場合において、第六条第一項中「第三十七条第一項の協力を得ることができる医療機関及び同条第二項の協力を得ることができる歯科医療機関」とあるのは「第四十九条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

（准用）第十一條 第二条から第六条まで、第七条第一項、第八条及び第十条の規定は、指定医療型障害児入所施設に準用する。この場合において、第六条中「第三十七条第一項の協力を得ることができる医療機関及び同条第二項の協力を得ることができる歯科医療機関」とあるのは「第四十九条の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正）

第三条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年広島県規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

2| 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(指定療養介護の事業に関する掲示)

第十二条 (略)
2| 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(指定療養介護の事業に関する掲示)

第十四条 (略)
2| 指定療養介護の事業に関する掲示

(指定療養介護の事業に関する記録の整備)

第十四条 (略)
2| 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(指定療養介護の事業に関する記録の整備)

第十四条 (略)
2| 指定療養介護の事業に関する記録の整備

第十四条 (略)
2| 指定療養介護の事業に関する記録の整備
一・三 (略)
四 条例第六十八条规定する条例第
三十四条の二第二項に規定する身体拘束等
の記録

五・六 (略)

(指定生活介護の事業に関する掲示)

第十六条 (略)
2| 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(指定生活介護の事業に関する掲示)

第十六条 (略)
2| 指定生活介護の事業に関する掲示

第十七条 第三条 第五条 第六条 第十一条、第十三条及び第十四条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十四条第一項第一号中「条例第五十四条」とあるのは、「条例第八十四条において準用する条例第五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは、「生活介護計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは、「第十七条において準用する第十条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは、「条例第八十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「条例第六十八条」とあるのは、「条例第八十四条」と読み替えるものとする。

(指定生活介護の事業に関する準用)
第十七条 第三条 第五条 第六条 第十一条、第十三条及び第十四条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十四条第一項第一号中「条例第五十四条」とあるのは、「条例第八十四条において準用する条例第五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは、「生活介護計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは、「第十七条において準用する第十条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは、「条例第八十条」と、同項第四号中「条例第六十七条」とあるのは、「条例第八十四条において準用する条例第六十七条」と、同項第五号及び第六号中「条例第六十八条」とあるのは、「条例第八十四条」と読み替えるものとする。

(指定自立訓練（機能訓練）の事業に関する準用)

第二十五条 第三条 第五条 第六条 第十一条、第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十四条第

(指定自立訓練（機能訓練）の事業に関する準用)
第二十五条 第三条 第五条 第六条 第十一条、第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十四条第

二項第一号中「条例第五十四条」とあるのは、
「条例第一百三十六条において準用する条例第
五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは、
「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二
号中「第十条第一項」とあるのは、「第二十五
条において準用する第三条第一項」と、同項
第三号中「条例第六十条」とあるのは、「条例
第一百三十六条において準用する条例第八十条
」と、同項第四号から第六号までの規定中「
条例第六十八条」とあるのは、「条例第一百三十
六条」と読み替えるものとする。

二項第一号中「条例第五十四条」とあるのは、
「条例第一百三十六条において準用する条例第
五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは、
「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二
号中「第十条第一項」とあるのは、「第二十五
条において準用する第三条第一項」と、同項
第三号中「条例第六十条」とあるのは、「条例
第一百三十六条において準用する条例第八十条
」と、同項第四号中「条例第六十七条第二項
」とあるのは、「条例第一百三十六条において準
用する条例第六十七条第二項」と、同項第五
号及び第六号中「条例第六十八条」とあるの
は、「条例第一百三十六条」と読み替えるものと
する。

（指定自立訓練（生活訓練）の事業に関する
記録の整備）

第二十七条（略）

一・三（略）

四 条例第一百四十四条において準用する条例
第三十四条の一第二項に規定する身体拘束等の
等の記録

五・六（略）

（指定就労移行支援の事業に関する準用）

第二十九条（略）

第一条、第三条、第五条、第六条、第十一
条、第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、
指定就労継続支援A型の事業について準用す
る。この場合において、第十四条第二項第一
号中「条例第五十四条」とあるのは、「条例第
一百七十二条において準用する条例第五十四
条」と、「療養介護計画」とあるのは、「就労移
行支援計画」と、同項第二号中「第十条第一
项」とあるのは、「条例第五十四条」とある
は、「条例第一百五十七条」とあるのは、「條
例第一百五十七条」と読み替えるものとす
るものとする。

（指定就労移行支援の事業に関する準用）

第二十九条 第三条、第五条、第六条、第十一
条、第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、
指定就労継続支援A型の事業について準用す
る。この場合において、第十四条第二項第一
号中「条例第五十四条」とあるのは、「条例第
一百七十二条において準用する条例第五十四
条」と、「療養介護計画」とあるのは、「就労移
行支援計画」と、同項第二号中「第十条第一
项」とあるのは、「条例第五十四条」とある
は、「条例第一百五十七条」とあるのは、「條
例第一百五十七条」と読み替えるものとす
るものとする。

（指定就労継続支援A型の事業に関する準用）

第三十条（略）

第三十条 第三条、第五条、第六条、第十一
条、第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、
指定就労継続支援A型の事業について準用す
る。この場合において、第十四条第二項第一
号中「条例第五十四条」とあるのは、「条例第
一百七十二条において準用する条例第五十四
条」と、「療養介護計画」とあるのは、「就労継
続支援A型計画」と、同項第二号中「第十条第一
项」とあるのは、「第三十条において準用す
るもの」とする。

（指定就労継続支援A型の事業に関する準用）

第三十条（略）

第三十条 第三条、第五条、第六条、第十一
条、第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、
指定就労継続支援A型の事業について準用す
る。この場合において、第十四条第二項第一
号中「条例第五十四条」とあるのは、「条例第
一百七十二条において準用する条例第五十四
条」と、「療養介護計画」とあるのは、「就労継
続支援A型計画」と、同項第二号中「第十条第一
项」とあるのは、「第三十条において準用す
るもの」とする。

る第三条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第一百七十条において準用する条例第八十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「条例第六十八条」とあるのは「条例第一百七十条」と読み替えるものとする。

(指定就労継続支援B型の事業に関する準用

第三十一条 第二条、第五条、第六条、第十二条、第十三条、第十四条及び第十六条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十四条第二項第一号中「条例第五十四条」とあるのは「条例第七十五条において準用する条例第五十四条」と、同項第二号中「就労継続支援B型計画」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第一百七十五条において準用する条例第八十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「条例第六十八条」とあるのは「条例第一百七十五条」と読み替えるものとする。

（基準該当就労継続支援B型の事業に関する
準用）

第三十二条 第二款 第二項 第五款 第六款 第十一款
条 第十三条、第十四条及び第十六条の規定
は、基準該当就労継続支援B型の事業につい
て準用する。この場合において、第十一条第
二項第一号中「条例第五十四条」とあるのは
「条例第一百七十九条において準用する条例第
五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは
「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項
第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三
十二条において準用する第三条第一項」と、
同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「
条例第一百七十九条において準用する条例第八
十条」と、同項第四号から第六号までの規定
中「条例第六十八条」とあるのは「条例第百
七十九条」と読み替えるものとする。

のとする。

(指定共同生活援助の事業に関する準用)
第三十三条 第五条 第六条、第十条、第十一
条、第十三条、第十四条及び第十六条の規定
は、指定共同生活援助の事業について準用す
る。この場合において、第十四条第二項第一

(指定共同生活援助の事業に関する準用)
第三十三条 第五条、第六条、第十条、第十二条、第十三条、第十四条及び第十六条の規定
は、指定共同生活援助の事業について準用する。
この場合において、第十四条第二項第一

る第三条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第一百七十条において準用する条例第八十条」と、同項第四号中「条例第六十七条第二項」とあるのは「条例第一百七十条において準用する条例第六十七条规定」と、同項第五号及び第六号中「条例第六十八条」とあるのは「条例第一百七十条」と読み替えるものとする。

(指定就労継続支援B型の事業に関する準用)

第三十一条 第三条 第五条 第六条 第十一
条、第十三条、第十四条及び第十六条の規定
は、指定就労継続支援B型の事業について準
用する。この場合において、第十四条第二項
第一号中「条例第五十四条」とあるのは「条
例第一百七十五条において準用する条例第五
四条」と、「療養介護計画」とあるのは「就
労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第
十条第一項」とあるのは「第三十一条におい
て準用する第三条第一項」と、同項第三号中
「条例第六十条」とあるのは「条例第一百七
五条において準用する条例第八十条」と、同
項第四号中「条例第六十七条第二項」とある
のは「条例第一百七十五条において準用する条例
第六十七条第二項」と、同項第五号及び第
六号中「条例第六十八条」とあるのは「条例
第一百七十五条」と読み替えるものとする。

(基準該当就労継続支援B型の事業に関する
準用)

第三十二条、第三十三条、第五条、第六条、第十一
条、第十三条、第十四条及び第十六条の規定
は、基準該当就労継続支援B型の事業につい
て準用する。この場合において、第十四条第
二項第一号中「条例第五十四条」とあるのは
「条例第一百七十九条において準用する条例第
五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは
「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項
第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三
十二条において準用する第三条第一項」と、
同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「
条例第一百七十九条において準用する条例第八
十条」と、同項第四号中「条例第六十七条第
二项」とあるのは「条例第一百七十九条におい
て準用する条例第六十七条第二項」と、同項
第五号及び第六号中「条例第六十八条」とあ
るのは「条例第一百七十九条」と読み替えるも
のとする。

号中「条例第五十四条」とあるのは「条例第一百八十六条において準用する条例第五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第一号中「第十条第一項」とあるのは「第三十三条において準用する第十条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第一百八十六条において準用する条例第八十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「条例第六十八条」とあるのは「条例第一百八十六条」と、第十六条中「協力医療機関」とあるのは「協力医療機関及び協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

(田中サービス支援型指定共同生活援助の事業に関する准用)

規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十四条第二項第一号中「条例第五十四条第一項」とあるのは「条例第八十六条の十において読み替えて準用する条例第五十四条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十三条の四において準用する第十条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第一百八十六条の十において準用する条例第八十条」と、同項第四号から第六号までの規定中「条例第六十八条」とあるのは「条例第一百八十六条の十」と、第十六条中「協力医療機関」とあるのは「協力医療機関及び協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

(外部サービス利用型指定共同生活援助の事業に関する準用)

第三十三条の五 第五条、第六条、第十条、第十一条、第十三条、第十四条、第十六条及び第三十二条の三の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十四条第二項第一号中「条例第五十四条」とあるのは「条例第一百八十六条の二十一」において準用する条例第五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十三条の五」において準用する第十条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第一百八十六条の二十一」において準

号中「条例第五十四条」とあるのは「条例第六十一条」において準用する条例第五十四条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三十三条において準用する第十条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第一百八十六条において準用する条例第八十条」と、同項第四号中「条例第六十七条第二項」とあるのは「条例第一百八十六条において準用する条例第六十七条第二項」と、同項第五号及び第六号中「条例第六十八条」とあるのは「条例第一百八十六条」と、第十六条中「協力医療機関」とあるいは「協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

業に関する準用

規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十四条第二項第一号中「条例第五十四条第一項」とあるのは「条例第八十六条の十において読み替えて準用する条例第五十四条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第一号中「第十条第一項」とあるのは「第三十三条の四において準用する第十条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるのは「条例第一百八十六条の十において準用する条例第八十条」と、同項第四号中「条例第六十七条第二項」とあるのは「条例第一百八十六条の十において準用する条例第六十七条」と、同項第五号及び第六号中「条例第六十八条」とあるのは「条例第一百八十六条の十」と、第十六条中「協力医療機関」とあるのは「協力医療機関及び協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

業に関する準用) 第三十三条の五 第五条、第六条、第十条、第

第三十三条の五 第五条、第六条、第十条、第
十一条、第十三条、第十四条、第十六条及び
第三十二条の三の規定は、外部サービス利用
型指定共同生活援助の事業について準用する
この場合において、第十四条第二項第一号中
「条例第五十四条」とあるのは「条例第一百八
十六条の十二」において準用する条例第五十四
条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部
サービス利用型共同生活援助計画」と、同項
第二号中「第十条第一項」とあるのは「第三
十三条の二」において準用する第十条第一項」と、同項第三号中「条例第六十条」とあるの
は「条例第一百八十六条の十二」において準用す

<p>(第六条) (略)</p>	<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>(特定基準該当障害福祉サービスの事業に関する準用)</p> <p>第三十四条 第三条、第五条、第六条、第十四 条及び第十六条の規定は、特定基準該当障害 福祉サービスの事業について準用する。この 場合において、第六条中「指定居宅介護事業 所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅 介護の事業の会計をその他の事業の会計と」 とあるのは、「その提供する特定基準該当障害 福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、 第十四条第二項第一号中「条例第五十四条第 一項」とあるのは、「条例第一百九十五条第一項 において準用する条例第五十四条第一項」と、 「療養介護計画」とあるのは、「特定基準該当 障害福祉サービス計画」と、同項第二号中「 第三十条第一項」とあるのは、「第三十四条第一 項において準用する第三条第一項」と、同項 第三号中「条例第六十条」とあるのは、「条例 第一百九十五条第二項から第五項までにおいて 準用する条例第八十条」と、同項第四号から 第六号までの規定中「条例第六十八条」とあ るものは、「条例第一百九十五条第一項」と読み替 えるものとする。</p>	<p>2 (略)</p>	<p>(特定基準該当障害福祉サービスの事業に関する準用)</p> <p>第三十四条 第三条、第五条、第六条、第十四 条及び第十六条の規定は、特定基準該当障害 福祉サービスの事業について準用する。この 場合において、第六条中「指定居宅介護事業 所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅 介護の事業の会計をその他の事業の会計と」 とあるのは、「その提供する特定基準該当障害 福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、 第十四条第二項第一号中「条例第五十四条第 一項」とあるのは、「条例第一百九十五条第一項 において準用する条例第五十四条第一項」と、 「療養介護計画」とあるのは、「特定基準該当 障害福祉サービス計画」と、同項第二号中「 第三十条第一項」とあるのは、「第三十四条第一 項において準用する第三条第一項」と、同項 第三号中「条例第六十条」とあるのは、「条例 第一百九十五条第二項から第五項までにおいて 準用する条例第八十条」と、同項第四号から 第六号までの規定中「条例第六十八条」とあ るものは、「条例第一百九十五条第一項」と読み替 えるものとする。</p> <p>2 (略)</p>

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第四条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年広島県規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

2)

指定障害者支援施設の設置者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。